

サボテンプロデュース事業支援業務委託特記仕様書

1 事業目的

春日井市は、全国でも唯一の実生サボテン栽培の歴史を持ち、今でも国内有数のサボテン生産量を誇っている。これまでも民間主導によりサボテンを題材としたまちおこし事業が展開され、数々の関連商品の開発やPR事業を通じて、市内を中心に「サボテンのまち」のイメージは定着しつつある状況にある。

こうした背景を受け、サボテンを市が誇る地域資源としてその位置を確立させ、サボテンを核とした事業展開を進めることにより、まちへの愛着の醸成、地域産業の活性化を図るものである。

2 委託概要

春日井サボテンのブランド確立に向けた方策・体制の整備、新たな需要先開拓を進め、春日井サボテンの認知度向上及び地域資源としての磨き上げを行い、生産・加工・販売・PRを総合的に展開するためのプロデュース事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4 委託内容

(1) 統一ブランドの構築と適切なブランド管理体制の整備

本事業の根幹となるブランド戦略として、「春日井サボテン」を総合的に市内外に展開するために、その定義・基準を設定し、管理体制を整備する。

ア 現在、春日井市観光コンベンション協会で選定作業を行っているロゴマーク（令和3年夏頃完成予定）を活用し、サボテンブランドの統一化を図ること。

イ 春日井商工会議所が中心となって認定する「春日井特産認定品」など、これまでに民間で開発が進められてきたサボテン関連商品を集約すること。

ウ 「春日井サボテン」の地域団体商標への登録を検討し、必要に応じて関係者と調整すること。

エ ブランドイメージを維持するためのサボテンの生産管理・品質維持方法を検討すること。

(2) サボテンの効用、有効性に着目した大型需要の開拓

サボテンの持つ効用、有効性に着目した食用・健康食品の開発や化粧品等への用途展開等により春日井サボテンの需要拡大を推進する。

ア 食用サボテンの効用の確認及び活用方法を検討し、具体的な販売先を開拓すること。

イ 観賞用サボテンの活用方法を検討すること。

ウ 市内外に発信できる土産品等新たな商品化及びその販売戦略を構築すること。

エ 販路拡大、確立のための商圈分析を行い、販売体制について検討すること。合わせて、販売組織の立ち上げを試行するなど、販路や流通の課題を検証すること。

(3) 様々なコンテンツへの展開による春日井サボテンの認知度の向上
地域ブランドとして全国展開していくための市内外での認知度・関心度の高揚、愛着の醸成を図るための手法を検討する。

ア 市内外への認知度・関心度の向上を図る手法を検討すること。

(4) 報告書作成

業務内容を整理し、報告書としてとりまとめる。

(5) 打合せ協議

打合せについては、必要に応じて適宜実施する。

5 業務の遂行

(1) 受託者は、当該業務を着手するにあたり、速やかに業務計画書を提出し、業務内容及び実施工程を明らかにし、委託者の承諾を得なければならない。

また、これを変更する場合は、変更計画書、変更工程表を提出し、委託者と協議を行い、承認を受けなければならない。

(2) 委託者は、提出された業務計画書を検討し、修正の必要を認めた場合には、業務責任者と協議のうえ修正させることができる。

(3) 受託者は、当該業務の進捗状況を管理するとともに、委託者の要求に応じ、進捗状況の報告を行うものとする。

(4) 受託者は、委託期間内において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、委託者の指示に従うものとする。

6 書類及び成果品の提出

受託者は、「3 委託業務の内容」の実施にあたり、次のとおり書類及び成果品を提出するものとする。

(1) 業務計画書（実施体制、全体工程、業務責任者、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容等を記載したもの）

(2) 業務報告書（A 4判） 2部

7 個人情報保護の厳守

本業務の遂行にあたり、個人情報の取扱いに関する次の点に十分留意しなければならない。

- (1) 業務の範囲内で取り扱う個人情報の適正な管理について、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の範囲内で知り得た個人情報を漏らしてはならない。本業務を終了した後も同様とする。

8 その他

- (1) 当該業務の成果品及び当該業務の遂行過程で作成された資料等に対する一切の権利は、すべて委託者に帰属し、受託者は委託者の許可無く第三者に公表、貸与、複写及び他の目的に利用してはならない。契約の終了後も同様とする。

当該業務完了後、受託者の責めによって成果品に瑕疵があった場合は、受託者の責任において速やかに修正及びその他適切な措置を講じなければならない。なお、これらに要する費用は全額受託者の負担とする。

- (2) 受託者は、随時、業務の進捗状況について委託者に情報を提供するとともに、業務の遂行にあたり委託者と協議を行わなければならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その都度協議し、決定するものとする。